

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは平成30年度契約に係る準備行為であり、本業務に関わる契約締結は区議会で予算配当が承認されることを条件とするものです。

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年11月22日

世田谷区

1 業務内容

(1) 件名

放置自転車対策業務委託

(2) 目的

本件契約の業務は、駅前等に放置された自転車・原動機付自転車（以下「自転車等」という。）による区民の通行の支障などを防止するため、自転車等の利用者への駐輪場への誘導、適正利用の啓発、放置自転車の整理誘導、撤去等を行うことにより、駅前広場、道路等の公共の場所の通行と良好な環境を確保することを目的とする。

(3) 業務内容

自転車等の利用者を自転車等駐車場へ誘導するほか、放置された自転車等を整理する。
放置自転車へ警告の札付けを行い、撤去のうえ区が別に委託する事業者のトラックに積載するとともに、放置自転車等保管所へ移送する。
放置自転車等保管所を管理・運営する。
詳細は実施説明書別紙（委託事業詳細）による。

(4) 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

契約は単年度ごととし、各年度における本業務の予算配当があり、かつ平成31年度以降の契約については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。
契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 事業実施委託料の上限額

年額：210,000,000円（税込み）

3 参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 世田谷区の委託・その他の競争入札参加資格を有し、営業種目「警備・受付等」の等級各付がAのもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税に滞納のないこと。
- (5) 過去5年以内に、人口30万人規模以上の地方自治体において、当該自治体の放置自転車対策業務を受託した実績があること。
- (6) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (7) 財団法人日本情報処理開発協会等の認定する、プライバシーマークの使用許諾又はこれと同等の個人情報保護に関する認証を取得していること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 提出書類

《参加表明書提出時》

参加表明書、 納税証明書、 他自治体の同様業務実績を確認できる書類、 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていることが確認できる書類、 東京都内に本社または支店等を設置している法人であることが確認できる書類、 プライバシーマークの取得を確認できる書類

《提案時》

法人の財務状況がわかる書類、 法人の定款等、 法人の登記事項証明書、 法人の事業経歴・概要

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6 参加表明書の提出期限

平成29年12月 8日（金） 午後5時必着

7 質問について

受付期間 平成29年12月18日（月）～12月22日（金）午後5時必着

回答期間 平成29年12月25日（月）～12月27日（水）午後5時までの間

8 提案書の提出期限

平成30年1月11日（木）午後5時必着

9 提案書を特定するための評価基準

- (1) 委託実績に関する事項
- (2) 業務実施方針に関する事項
- (3) 放置防止に関する事項
- (4) 撤去活動に関する事項
- (5) 保管所の管理・運営に関する事項
- (6) 区民対応に関する事項
- (7) 安定的且つ安全な業務履行に関する事項
- (8) 準備作業及び次期引継ぎ作業に関する事項
- (9) 価格に関する事項
- (10) その他追加提案に関する事項

10 スケジュール

- ・手続き開始の公告日 平成29年11月22日(水)
- ・説明書の交付期間 平成29年11月22日(水)から12月 8日(金)午後5時
- ・参加表明書提出期限 平成29年12月 8日(金)午後5時
- ・提案者招請通知交付 平成29年12月15日(金)
- ・質問提出期限 平成29年12月18日(月)から12月22日(金)午後5時
- ・質問回答送付 平成29年12月25日(月)から12月27日(水)
- ・提案書の提出期限 平成29年12月15日(金)から平成30年1月11日(木)午後5時
- ・1次審査結果の通知 平成30年 1月24日(水)
- ・2次審査 平成30年 2月 5日(月)
- ・2次審査結果の通知 平成30年 2月 7日(水)
- ・契約予定時期 平成30年 4月 1日(日)

11 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区土木部交通安全自転車課

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第3庁舎2階

電話：03-5432-2573 FAX：03-5432-3084

(2) 実施説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年11月22日(水)から平成29年12月 8日(金)

場 所：世田谷区土木部交通安全自転車課

(世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第3庁舎2階)

交付方法：窓口での直接交付及び世田谷区交通安全自転車課公式ホームページでの希望者自らのダウンロード。なお窓口交付は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時とする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 11(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、実施説明書による。
- (8) 提案期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (9) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (13) 本契約における契約の締結は、本事業における30年度予算が区議会で議決、承認されることを条件とする。